令和６年

第３回　南魚沼市農業委員会総会会議録

日　時　　令和６年３月 25 日　午後２時 00 分～
場　所　　南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者　　南魚沼市農業委員会長　並木　孝夫

日程　１　会期の決定について
日程　２　会議録署名委員の指名について(17 番大平　泰弘委員、18 番原澤　眞委員)
日程　３　諸般の報告　：　別紙のとおり
日程　４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について
日程　５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名について
日程　６　第１号議案　農地法第３条による許可申請について
日程　７　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
日程　８　第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請について
日程　９　第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
日程　10　第５号議案　農用地利用集積計画（案）について
日程　11　協議第１号　農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
日程　12　協議第２号　南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
日程　13　第６号議案　事務局の任免について
日程　14　その他

○令和６年４月 15 日（月）　　10：30～
・第 97 回常設審議委員会
【新潟市　ＪＡ新潟ビル】　　〈会長〉

○令和６年４月 25 日（木）　　９：00～
・第４回農業委員会総会
【大和庁舎　旧議場】　　〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

１番	青木　日出男	２番	田邉　浩	３番	樋口　隆
４番	小幡　武重	５番	関　昭夫	６番	上村　哲
７番	小林　憲一	８番	中俣　渉	９番	佐々木　大輔
10 番	西野　徳光	11 番	宮田　京子	12 番	荒川　敦
13 番	篠田　猛	14 番	片桐　京	15 番	山﨑　輝代
		17 番	大平　泰弘	18 番	原澤　眞
19 番	並木　孝夫				
推１番	桑原　宏太	推２番	松田　伸児		
推４番	山田　利広	推５番	笛木　正計	推６番	関　佐智
推７番	小林　久雄	推８番	星野　覚雄	推９番	阿部　勉
推 10 番	山岸　健一	推 11 番	宮崎　実	推 12 番	林　幸次
推 13 番	小杉　進	推 14 番	片桐　健二	推 15 番	関　晃
推 16 番	島田　徳敏	推 17 番	長谷川　政一	推 18 番	勝又　信行
推 19 番	志太　要一	推 20 番	櫻井　隆	推 21 番	髙村　英男
推 22 番	井口　博	推 23 番	水澤　利徳	推 24 番	牛木　友哉

欠席委員は２名である。

16 番	高橋　宏	推３番	飯酒盃　大祐

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤　健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下　悠紀	農地係主事	田村　萌
農林課主事	桑原　悠		

（会長、議長席に着く）

（14 時 00 分開会）

議　　長　　それでは、令和６年第３回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が 18 名、推進委員が 23 名で合計 41 名の出席となり、総会は成立します。

日程１　会期の決定について

議　　長　　日程１　会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程２　会議録署名委員の指名について

議　　長　　日程２　会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、17 番大平泰弘委員、18 番原澤眞委員にお願いいたします。

日程３　諸般の報告

議　　長　　日程３　諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。推進委員 16 番島田徳敏委員。

推 16 番島田委員　　３月 11 日に本庁舎小会議室にて、農業者年金加入推進対策会議を行い、新潟県農業会議、ＪＡみなみ魚沼の担当者、加入推進部長、会長、事務局が参加しました。

会議の内容といたしましては、令和５年度の活動報告でし

たり、令和６年度の推進活動計画についてでした。
課題といたしましては、やはり近年法人化の波に伴い、若い推進対象者が減少していること、それから、iDeCo や NISA など個人年金のスタイルが多様化してきていることもあり、なかなか農業者年金の加入につなげられないということが話題に上がりました。その中で、今後の推進の方向といたしましては、私ども南魚沼市農業委員会には３人の加入推進部長がおるわけですが、３人だけではとても市内全部の情報をカバーすることができませんので、ぜひ各委員の皆様からも新しい情報がありましたら加入推進部長に繋いでいただきたいと思いますし、また、総会の休憩中に各地区の情報交換会があると思うのですが、その場に加入推進部長がお邪魔をしまして、新たな情報があればいただきたいと思います。
以上です。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、島田委員ありがとうございました。
他にございますでしょうか。農業委員 14 番片桐委員。

14 番片桐委員　　諸般の報告から落ちておりましたので、恐縮ではありますが、この場で報告させていただきたいと思います。
３月 18 日に南魚沼市健康まちづくり食育推進会議が開催され、片桐が出席してまいりました。
南魚沼市では、食育推進計画が策定されておりまして、現行の計画は令和７年度末までを一つの区切りとして考えております。
令和８年度からは新しい計画になりますので、それに向けてアンケートを実施するなどして、新しい計画づくりを進めていきたいとのことです。
また、この会議において、農業委員会で行っている食育出前授業について報告してきました。
本来であれば諸般の報告から抜けていることに気が付いた段階でご報告するべきでしたが、このような段階での報告

になりまして、申し訳ございません。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、片桐委員ありがとうございました。
他にございますでしょうか。
それでは、話は変わりますが、３月 19 日に行われた上・中越農業委員研修会には、大勢の皆様からご出席をいただき、ありがとうございました。内容的に非常に良い講演でしたので、また今後とも、皆様と一緒に色々な研修に参加したいと考えております。
また、３月 21 日の第 135 回新潟県農業会議通常総会について報告いたします。これは過去にも何回か話をさせていただいているのですが、令和６年度の予算を決定する会議になりますので、特段の報告事項は無いのですが、令和６年度は地域計画の策定が重点項目となっておりますので、その一点だけは皆様にご承知いただきたいと思います。
他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告を終了させていただきます。

日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について

議　　長　　日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号報告朗読）
（１）農地転用事実確認書の交付について
３ページをご覧ください。前回総会以降７件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

（２）農地法第 18 条第６項の賃貸借の解約通知について

５ページをご覧ください。こちらは15件です。
１番、城山新田の田２筆、借受人の都合による解約です。
２番、川窪の田１筆、所有者の都合による解約です。
３番、余川の田２筆、借受人の都合による解約です。
４番、５番は同じ借受人の方の案件です。
４番、六日町の田２筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
５番、坂戸の田１筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
６番、藤原の田２筆、所有者の都合による解約です。後ほど３条申請と５条申請があがってきます。
７番、田崎の田１筆、所有者の都合による解約です。こちらは後ほど転用予定とのことです。
８番、四十日の田10筆、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
９番、四十日の田２筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
10番、大木六の田１筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
11番、長崎、滝谷の田９筆、第三者との貸借契約のための解約です。こちらは後ほど貸付予定とのことです。
12番、長崎の田１筆、第三者との売買のための解約です。後ほど３条申請があがってきます。
13番、長崎の田１筆、所有者の都合による解約です。後ほど５条申請があがってきます。
14番、滝谷の田５筆、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
15番、蟹沢新田の田１筆、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

（３）使用貸借の解約について
10ページをご覧ください。こちらは１件です。
１番、浦佐の田１筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

（４）農地法の適用を受けない事実確認について

12ページをご覧ください。こちらは１件です。
１番、小栗山の登記田、現況宅地１筆、1.17㎡です。資料は１～２ページをご覧ください。こちらは道路拡幅工事の残地部分である狭隘な土地であり、耕作ができず耕作放棄地化した土地です。農地でなくなったのは昭和 49 年頃とのことです。現地は２月６日に牛木友哉委員に確認していただいております。
第１号報告については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、第１号報告を終了させていただきます。

日程５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名について

議　　長　　日程５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第２号報告朗読）
14ページをご覧ください。今月のあっせん委員の指名は１件です。
１番、今町の田４筆 11,177㎡です。申請理由は売買です。申請者は市外在住で、農地を処分するためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、令和６年３月７日に樋口隆委員、宮崎実委員を指名しております。
第２号報告については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、第２号報告を終了させていただきます。

日程６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

議　　長　　日程６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号議案朗読）

16 ページをご覧ください。今月の３条申請は 17 件です。

31 番、今町新田の田２筆 19.62 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 500 円です。こちらは第５号議案の 228 番案件と関連しており、農用地区域外の農地について３条申請をあげるものです。譲受人は認定農業者とのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

32 番、藤原の田１筆 3,091 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 1,014 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

33 番、寺尾の畑１筆 90 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 33 円です。こちらの農地についてですが、隣接される宅地と一緒に買入をするというものです。申請理由は新規就農のためで、家族と分担して耕作をするということで、営農計画書の提出を受けております。

34 番、美佐島の田３筆 2,484 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 660 円です。譲受人の方は自営農地をお持ちで、農業従事歴のある方です。申請理由は経営規模拡大のためです。

35 番、大月の田３筆 2,780 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 259 円です。申請理由は借入地の購入のためです。

36 番、長崎の田１筆 2,347 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 213 円です。譲受人の方は自営農地があり、農業従事歴のある方です。申請理由は経営規模拡大のためです。

37 番、上十日町の田１筆 102 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 110 円です。こちらは、隣り合う宅地と申請地を合わせて購入するものです。経営面積はありませんが、営農計画書の提出を受けており、地目が田となっておりますが、畑として利用するとのことです。申請理由は新規就農のためです。

38 番、吉山新田の田畑９筆 4,745 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 257 円です。譲受人は認定農業者で、今まで借り受けていた農地を購入するという申請です。申請理由は借入地の購入のためです。

39 番、大沢の畑１筆 79 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 759 円です。この農地は譲受人の方が現在耕作されている農地と隣接しており、取得して一体的に耕作したいということで申請をあげるものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

40 番、大桑原の田畑 12 筆 3,945 ㎡、贈与による所有権移転です。申請者は兄弟の間柄で、今まで市外に住んでいる兄の農地を市内に住む弟が耕作しておりましたが、今回申請地を譲り受けるために申請をあげたものです。申請理由は借入地を譲り受けるためです。

41 番、九日町の田１筆 187 ㎡、贈与による所有権移転です。申請理由は新規就農のためです。こちらの農地につきましては、譲受人の方の自宅の裏にある農地で、その農地を譲り受けるために申請をあげるものです。譲渡人の市内の所有農地はこの１筆となっております。また、譲受人の経営農地はありませんが、営農計画書の提出を受けております。申請地の地目は田となっておりますが、今後は畑として利用するということです。

42 番、麓の田畑３筆 1,824 ㎡、こちらの申請人は親子の間柄であり、親である譲渡人が高齢であり、生前贈与を行うために申請をあげるものです。申請理由は親から農地を譲り受けるためです。

43 番、山谷の畑１筆 383 ㎡、贈与による所有権移転です。こちらは、譲受人の所有する畑と相分けになっている農地で、作業の効率化のために贈与したいということで申請があがりました。申請理由は経営規模拡大のためです。

44番、五箇の田４筆2,830㎡、賃借権の設定です。期間は令和６年４月１日から令和11年３月31日までの５年間で、対価は10ａあたり20,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

45番、津久野、美佐島の田２筆1,144㎡、賃借権の設定です。期間は令和６年４月１日から令和11年３月31日までの５年間で、対価は全部で２俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

46番、宇津野新田の畑２筆377㎡、使用貸借権の設定です。期間は令和６年４月１日から令和11年３月31日までの５年間です。申請人は親戚同士で、第三者に貸し付けていた農地を、その方が耕作をやめることに伴って、近くに住む譲受人が新たに借り受けて耕作するものです。経営面積は多くありませんが、営農計画書の提出を受けておりまして、今後も畑として耕作していくとのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

47番は農業者年金受給のための使用貸借権の再設定ですので、説明を省略させていただきます。

第２号議案については以上です。

議　　長　　関係委員がおられます。農業委員10番西野徳光委員の除斥を求めます。

（10番西野委員退席）

16ページ　33番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。16ページ33番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、33 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

（西野委員着席）

それでは先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第１号議案はすべて承認されました。

日程７　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について

議　　長　　日程７　第２号議案　農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第２号議案朗読）

21 ページをご覧ください。今月の申請は１件です。

１番、西泉田の登記田、現況宅地の１筆、993 ㎡、平成４年５月 30 日付で農地法第５条許可を受けた案件です。資料

については３～５ページです。申請の内容ですが、第４号議案　10 番案件と関連します。当初計画者は工場及び駐車場建設のため許可を受け、所有権移転後、擁壁を入れて埋め立て造成まで行ったものの、売上の減少と代表者が体調を崩したことにより計画を断念しました。事業計画変更の内容としては、承継者は、申請地の近隣の土地を借りて重機・車両の駐機場として利用していましたが、契約満了で返還せざるを得なくなり、新たな重機・車両の駐機場が必要になったことから、駐機場を建設するため事業計画変更を申請するものです。

この農地については、水道管、下水管の埋設された道路の沿道であり、おおむね 500m以内に２つ以上の公共的施設があるため、第３種農地となります。当初計画者は工場及び駐車場建設のため許可を受けましたが、売上の減少と代表者が体調を崩したことにより計画を断念すること、承継者は申請地の近隣の土地を借りて重機・車両の駐機場として利用していましたが、契約満了で返還せざるを得なくなり、新たな重機・車両の駐機場建設のため、計画を変更することから、事業計画変更の必要性は妥当なものと考えています。また、新たに土地所有者から承継者への所有権の移転も発生しますので、関連として農地法第５条の許可申請にも上がってきます。

以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第２号議案農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については、原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第２号議案については原案のとおり承認されました。

日程８　第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

議　　長　　日程８　第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第３号議案朗読）

23ページをご覧ください。今月の４条申請は２件です。

２番、茗荷沢の田３筆 1,350 ㎡、転用目的は農用格納庫・露地育苗施設建設のためです。資料は６～８ページです。申請の内容ですが、耕作面積の拡大により、既存施設が手狭で老朽化していることから、新たに農用格納庫・露地育苗施設を建設するものです。また、平成元年８月 28 日に農地法第４条許可を受けて、隣接地で農作業所を建設しましたが、建物の一部が申請地にかかっており、始末書を提出してもらってあります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第１種農地でありますが、農業用施設に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

３番、余川の登記田、現況畑の１筆 33 ㎡、転用目的は、駐車場建設のためです。資料は９～11 ページです。申請の内容ですが、申請地は、前所有者である申請人の被相続人が、昭和 48 年頃にアパートを建設し、平成５年にそのアパートが取り壊された後は、駐車場として使用されてきました。アパート建設時に農地転用許可を受けていると思っていましたが、相続後に農地転用許可を受けていないことが判明したとのことで、申請者より始末書を提出してもらってあります。

この農地は集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を駐車場に使用するものであり、利用計

画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。
以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第３号議案は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第３号議案は原案のとおり承認されました。

日程９　第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

議　　長　　日程９　第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第４号議案朗読）
25ページをご覧ください。今月の５条申請は６件です。
７番、藤原の田１筆359㎡、売買による所有権移転で転用目的は一般住宅建設です。資料については12～14ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、現在の住居が生活に不便なこと、手狭になってきたことから一般住宅を建設するものであります。
この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第１種農地でありますが、集落に接続した農地を一般住

宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、許可相当であると考えています。

８番、宇津野新田の畑１筆 180 ㎡、使用貸借権の設定で転用目的は資材置場建設のためです。資料については15～17ページです。申請の内容ですが、譲受人は隣接地で建設業を営んでおり、資材置場が不足していることから、建設資材置場を建設するものであります。

この農地については、１種、３種農地以外で生産性の低い農地で、第２種農地でありますが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な資材置場に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

９番、津久野の畑１筆 471 ㎡、使用貸借権の設定で転用目的は一般住宅建設です。資料については 18～20 ページです。申請の内容ですが、現在の住居が家族の増加で手狭になってきたことから、一般住宅を建設するものであります。

この農地については、１種、３種農地以外で生産性の低い農地で、第２種農地でありますが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模でありますが、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

10 番、西泉田の登記田、現況宅地の１筆、993 ㎡、売買による所有権移転で転用目的は駐機場建設です。資料については、３～５ページです。こちらは第２号議案の１番案件と関連します。申請の内容ですが、譲受人は、現在駐機場として利用している借地を契約満了で返還せざるを得なくなり、申請地を譲り受け、新たな重機・車両の駐機場として利用したいというものであります。

この農地については、水道管、下水管の埋設された道路の沿道であり、おおむね 500m以内に２つ以上の公共的施設があるため、第３種農地となります。利用計画図から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

11 番、長崎の田１筆 244 ㎡、使用貸借権の設定で転用目的はカーポート建築です。資料については 21～23 ページです。申請の内容ですが、住宅建設にあたり、隣接する申請地においてカーポートを建設するものであります。

この農地については、１種、３種農地以外で生産性の低い農地で、第２種農地でありますが、集落に接続した農地をカーポートに使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

12 番、小栗山の田１筆 4,093 ㎡、売買による所有権移転で転用目的は駐車場建設です。資料については 24～26 ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、病院駐車場内への健診施設の移転新築に伴い、不足する利用者用の駐車場を建設するものであります。

この農地については、10ha 以上の規模の一団の農地で、第１種農地でありますが、市街地に設置することが困難又は不適当なものとして、病院の駐車場として使用するものであり、必要駐車台数計算や利用計画図等から計画面積は適当であることから、許可相当であると考えています。また、30ａを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

以上です。

議　　長　　関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

（10 番西野委員退席）

25 ページ　７番、８番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。25 ページ７番、８番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、７番、８番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

（西野委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第４号議案は原案のとおり承認されました。

日程 10　第５号議案　農用地利用集積計画（案）について

議　　長　　日程 10　第５号議案　農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第５号議案朗読）

28 ページをご覧ください。全部で 98 件あります。

228 番、今町新田の田 14 筆 6,949 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 500 円です。資料は 27 ページをご覧ください。こちらはあっせんの申出により、もともとこれらの農地を耕作していた譲受人とのあっせんが成立し、所有権移転を行うものです。申請理由は賃貸人との売買のためで

す。
229 番、浦佐の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。
230 番、今町の田２筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
231 番、市野江乙の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 48kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
232 番、大崎の田４筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
233 番、茗荷沢新田の畑１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 11,177 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。
234 番、小栗山、六日町の田 17 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
235 番、小栗山の田 14 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
236 番、六日町の田２筆、賃借権の設定で、対価は全部で 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
237 番、坂戸の田１筆、賃借権の設定で、対価は全部で 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
238 番、田崎の田３筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
239 番、下原の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
240 番、下原新田の田２筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
241 番、泉甲の田３筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
242 番、野田の田１筆、賃借権の設定で、対価は全部で 30kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
243 番、四十日の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 72kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
244 番、四十日の田２筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。
245 番、青木新田の田２筆、賃借権の設定で、対価は 10ａ

あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

246 番、思川の田 14 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

247 番、吉里の田９筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 80kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

248 番、吉里の田２筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 80kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

249 番、250 番は同じ借受人の方の案件です。

249 番、吉里の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

250 番、吉里の田３筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

251 番、上十日町の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 80kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

252 番、大木六の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

253 番、五郎丸の田７筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

254 番、万条新田の田５筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

255 番、南田中、大沢の田４筆、賃借権の設定で、対価は総額 10 万円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

256 番、大沢の田２筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

257 番、長崎の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

258 番、長崎の田１筆、賃借権の設定で、対価は全部で 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

259 番、滝谷の田５筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

260 番、滝谷の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

261 番、姥沢新田の田５筆、賃借権の設定で、対価は全部で 10 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

262 番、蟹沢新田の田１筆、賃借権の設定で、対価は 10ａあたり 23,140 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

263 番から 323 番までは賃借権の再設定、324 番、325 番は使用貸借権の再設定です。

その中で、304 番案件についてのみ説明させていただきます。

304 番、舞子の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90,000 円です。対価が高くなっておりますが、こちらの農地は一般的な水田としてではなく、農業用ハウスとして利用されているということで、対価が少し高くなっているとのことです。

以上です。

議　　長　　関係委員がおられます。推進委員 1 番桑原宏太委員の除斥を求めます。

（推 1 番桑原委員退席）

43 ページ　288 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。43 ページ 288 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、288 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

（桑原委員着席）

続いて、推進委員 12 番林幸次委員の除斥を求めます。

（推 12 番林委員退席）

49 ページ　312 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。49 ページ 312 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、312 番案件は原案のとおり承認されました。林委員の除斥を解きます。

（林委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第５号議案は原案のとおり承認されました。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（14 時 55 分休憩）

議　　長　　引き続き議事を再開いたします。

（15 時 35 分再開）

日程 11　協議第１号　農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

議　　長　　日程 11　協議第１号　農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（協議第１号朗読）

55 ページをご覧ください。南魚沼市長より令和６年３月 12 日付で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼が届いております。

56 ページをご覧ください。こちらの農用地利用集積等促進計画は先ほどの農用地利用集積計画とは異なり、新潟県農林公社が間に入った契約となっております。新潟県農林公社が土地の所有者から土地を借り受けて、中間管理権を設定して土地を貸し付ける申請の流れとなります。この計画につきましては、農業委員会から意見を聞く必要がありまして、もし意見があった場合には、意見付きとして農業委員会から南魚沼市へと送付するといった流れになります。

今回の内容は、新規での貸し借りではなく、既存の契約について耕作者を変更するといったものになります。表の中ほどを見ますと、利用権を移転する者という欄がありますが、こちらは今まで耕作していた方の名前が入ります。また、その横の利用の移転を受ける者という欄には、新たに耕作する方の名前が入ります。１番から 26 番につきましては、今まで個人の名前で契約していたものを法人に変える申請、26 番

から 32 番については、個人の方が借りていた農地をまた別の個人の方に貸し付ける申請になります。
以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第１号農用地利用集積等促進計画（案）については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、協議第１号については原案のとおり承認されました。

日程 12　協議第２号　南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議　　長　　日程 12　協議第２号　南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。桑原主事。

農林課
桑原主事　　（協議第２号朗読）
農林課の桑原です。
それでは少し長くなりますので、座って説明いたします。
別冊の１ページをご覧ください。３月８日付で南魚沼市長から、農業委員会あてに農業振興地域整備計画の変更について、協議書を提出いたしました。
変更事項といたしましては、農用地区域の用途変更についてであります。

２ページをご覧ください。

今回の農業振興地域整備計画の変更理由書となります。

変更の理由につきましては、キノコ栽培施設、露地育苗施設を開発するため用途変更が必要となったためです。

見出しの３番目の項目、「農用地利用計画の変更」の「用途変更」の表をご覧ください。計画件数は５件となります。順番に説明させていただきます。

１件目の申請です。３ページをご覧ください。変更する理由でありますが、しいたけの増産のため栽培ハウスを増設するものであります。土地については借地を予定しております。土地の選定理由ですが、生産者の自己所有地で、現在使用のしいたけ栽培施設に隣接しており、作業効率の面から選定したということであります。用途変更する土地については、茗荷沢の田３筆の内 1,994.08 ㎡です。５ページから順に立面図、平面図、求積図、配置図があります。８ページには開発スケジュールが載っております。令和６年８月着工予定となっています。９ページは隣接土地所有者の同意書、10ページは土地所有者の同意書で、いずれも転用事業について同意を得ております。また、12 ページから順番に、変更箇所の詳細図、地番図、位置図が載っております。ご確認をお願いします。

２件目の申請です。15 ページをご覧ください。変更する理由ですが、しいたけの増産のため栽培ハウスを増設するものであります。土地については借地を予定しております。土地の選定理由ですが、生産者の自己所有地で、農用地区域の端部で農業の効率等に影響を及ぼさない場所を選定したということであります。用途変更する土地については、穴地新田の田１筆の内 1864.58 ㎡です。17 ページから順に立面図、平面図、求積図、配置図があります。20 ページには開発スケジュールが載っており、令和６年８月着工予定となっています。21 ページは土地所有者の同意書、22 ページは隣接土地所有者の同意書で、いずれも転用事業について同意を得ております。また、23 ページから順番に、位置図、地番図、変更箇所詳細図が載っております。ご確認をお願いします。

３件目の申請です。26 ページをご覧ください。変更する理由でありますが、しいたけ栽培を新規に開始するためハウス

を建設するものであります。土地については借地を予定しております。土地の選定理由ですが、生産者の自己所有地で、農用地の端部に位置しており効率かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないことから選定したとのことです。用途変更する土地については、穴地新田の畑２筆の内 1524.76 ㎡です。28 ページから順に立面図、平面図、求積図、配置図、求積表があります。32 ページには開発スケジュールが載っており、令和６年８月着工予定となっています。33 ページは隣接土地所有者の同意書、34 ページは土地所有者の同意書で、いずれも転用事業について同意を得ております。また、35 ページから順番に、変更箇所詳細図、地番図、位置図が載っています。ご確認をお願いします。

４件目の申請です。38 ページをご覧ください。変更する理由でありますが、しいたけの増産のため栽培ハウスを増設するものであります。土地については借地を予定しております。土地の選定理由ですが、生産者の自己所有地で、現在使用のしいたけ栽培施設に隣接しており、作業効率の面から選定したということであります。用途変更する土地については、寺尾の田１筆の 793.0 ㎡です。40 ページから順に立面図、平面図、配置図があります。43 ページには開発スケジュールが載っており、令和６年８月着工予定となっています。44 ページは隣接土地所有者の同意書、45 ページは土地所有者の同意書で、いずれも転用事業について同意を得ております。また、46 ページから順番に、変更箇所詳細図、地番図、位置図が載っております。ご確認をお願いします。

５件目の申請です。49 ページをご覧ください。変更する理由ですが、自身で育苗を行うため、露地育苗施設の開発をするものであります。土地については自己所有地となります。土地の選定理由ですが、生産者の自己所有地で、既存播種施設の隣地で作業効率の面から選定したということであります。用途変更する土地については、上十日町の田１筆の 2197.0 ㎡です。51 ページから順に平面図、断面図、排水系統図があります。54 ページには開発スケジュールが載っており、令和６年６月着工予定となっています。55 ページは隣接土地所有者の同意書で転用事業について同意を得ております。また、56 ページから順番に、変更箇所詳細図、地番図、

位置図が載っております。ご確認をお願いします。
以上で南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についての説明を終わります。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようでしたら、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第２号南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、協議第２号については原案のとおり承認されました。

日程 13　第６号議案　事務局の任免について

議　　長　　日程 13　第６号議案　事務局の任免についてを議題といたします。それでは、任免職員の除斥を求めます。

（異動者２名退席）

では、事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第６号議案朗読）
免職になるのが事務局長の古藤健一、免職年月日は令和６年３月 31 日です。
続いて任命となるのが事務局長の関井雅弘、任命年月日は令和６年４月１日です。
いずれも南魚沼市の人事異動によるものです。

以上です。

議　　長　　４年前、事務局長に任命されました古藤局長はこの３月 31 日をもって任を解きます。４月からはこども家庭サポートセンター長という内示も出ております。そして新たに、事務局長として関井雅弘さんを任命いたします。毎年のことですが、事務局の職員は南魚沼市から借りているのであって、農業委員会独自に雇っているものではありませんので、皆様からはご意見を頂戴するだけになりますが、質問等はございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、よってお諮りをいたします。第６号議案は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。異議なしと認め、第６号議案は原案のとおり承認されました。任免職員の除斥を解きます。

（異動者２名着席）

それでは、皆さんの任免については承認されました。ご挨拶をいただきたいと思いますので、免職される古藤事務局長からお願いいたします。

古藤局長　　（退任の挨拶）

（拍手）

議　　長　　古藤局長、ありがとうございました。
それでは、次に新たに事務局長になられます関井さんより、挨拶をお願いいたします。

議会事務局　　（新任の挨拶）

関井次長

（拍手）

議　　長　　退任なさいます古藤局長には、４年間農業委員会を支えていただき、大変ありがとうございました。本来であれば、来年度は地域計画を策定しなくてはならない非常に重要な年でありますので、ここで代わられるのは非常に痛いのですが、私どもとしては致し方ないことであるとも考えております。新たにこども家庭サポートセンター長として、頑張っていただきたいと思います。ありがとうございました。

また、新たに事務局長となられる関井さんにおかれましては、先ほども言いましたように、地域計画の策定という非常に難しい局面での局長就任となられますので、なかなか大変だと思いますが、ぜひ私どもを引っ張っていただきたいと思いますし、私どもも一生懸命やりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お二方に今一度拍手をお願いいたします。

（拍手）

以上で第６号議案を終了いたします。

日程 14　その他

議　　長　　日程 14　その他についてですが、何かありますでしょうか。

無いようですので、暫時休憩といたします。

（15 時 54 分休憩）

議　　長　　引き続き議事を再開いたします。

（15 時 56 分再開）

議　　長　　他に何かございますでしょうか。無いようでしたら本日の総会は終了させていただきます。

（15 時 56 分閉会）

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和　　６年　　５月　　２７日

南魚沼市農業委員会長	並　木　　孝　夫
会 議 録 署 名 委 員	大　平　　泰　弘
会 議 録 署 名 委 員	原　澤　　眞